

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備に関する基準（日中活動サービス）

1 療養介護

(1) 人員基準（基準第50条、第51条）

職種	要件	
医師	健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上	
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、准看護師、看護補助者 ・単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上 	看護職員が、常勤換算で利用者数を2で除した数以上配置されている場合、2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上 ・1人以上は常勤 	
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60以下：1人以上 ・利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤 	
管理者	医師	

(2) 設備基準（基準第52条）

- ①医療法に規定する病院として必要とされる設備 ②多目的室その他運営上必要な設備

2 生活介護

(1) 人員基準（基準第78条、第80条）

職種	要件	
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ・ただし、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、配置しないことができることとする。 	
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師、准看護師 ・単位ごとに、1人以上 	これらの総数は、単位ごとに、常勤換算方法で次の区分に応じた数が必要 【平均障害支援区分】 ①4未満：利用者の数を6で除した数以上 ②4以上5未満：利用者の数を5で除した数以上 ③5以上：利用者の数を3で除した数以上
理学療法士又は作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 ・理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合、これらに代えて、機能訓練指導員として、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語療法士を置くことができる。 	
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、1人以上 ・1人以上は常勤 	
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60以下：1人以上 ・利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤 	

管理者	次のいずれかを満たす者 ①社会福祉主事要件に該当する者 (同等以上として精神保健福祉士) ②社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事した経験のある者 ③社会福祉施設長認定講習会を終了した者
-----	---

(2) 設備基準(基準第81条)

区分	要件	
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること	
相談室	間仕切り等を設けること	※ 相談室と多目的室は、支障がない範囲で兼用可
多目的室その他 運営上必要な設備	—	

3 自立訓練(機能訓練)

(1) 人員基準(基準第156条)

職種	要件	
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師、准看護師 単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤) 	これらの職種の総数は、単位ごとに、常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上
理学療法士又は 作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上 	
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤) 訪問によるサービス提供の場合、上記に加えて1人の配置が必要 	
サービス管理 責任者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数60以下：1人以上 利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 1人以上は常勤 	
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 要件は、生活介護と同じ 	

(2) 設備基準(基準第158条)

区分	要件	
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること	
相談室	間仕切り等を設けること	※ 相談室と多目的室は、支障がない範囲で兼用可
多目的室その他 運営上必要な設備	—	

4 自立訓練（生活訓練）

（1）人員基準（基準第166条）

職種	要件
生活支援員	<ul style="list-style-type: none">・常勤換算で、アとイの合計数以上ア イに掲げる利用者以外の利用者数を6で除した数単位毎に、1人以上イ 指定宿泊型自立訓練の利用者数を10で除した数・1人以上は常勤・訪問によるサービス提供の場合、上記に加えて1人の配置が必要
地域移行支援員	<ul style="list-style-type: none">・指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・利用者数60以下：1人以上・利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上・1人以上は常勤
管理者	<ul style="list-style-type: none">・要件は、生活介護とおなじ

（2）設備基準（基準第168条）

区分	要件
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
相談室	間仕切り等を設けること